

西宮市議会インターネット中継の実施に関する要綱

(平成 27 年 8 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市議会基本条例施行規程（平成 27 年西宮市議会規程第 1 号）第 11 条の規定に基づき、本会議のインターネット中継の実施に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 議場の設備を用いて会議の様態を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) 生中継 中継映像を撮影と同時にインターネットを利用して配信し、公開することをいう。
- (3) 録画中継 中継映像をデータとして記録し、編集を行った後にインターネットを利用して配信し、公開することをいう。

(生中継及び録画中継の対象)

第 3 条 生中継及び録画中継の対象は、本会議の開会から閉会までとする。ただし、秘密会を開くときは、この限りでない。

(録画中継の配信期間)

第 4 条 録画中継は、原則として、会議のあった日の翌日より 5 日後（市の休日は算入しない。）から開始し、4 年間配信するものとする。

(被写体)

第 5 条 被写体は、発言者があるときは発言者を主として撮影し、その周辺の議員又は執行機関の出席者も撮影の対象とするものとする。

(撮影位置等の設定)

第 6 条 撮影の位置及び構図は、議場の設備を用いてあらかじめ設定するものとする。

2 前項の規定による設定を変更しようとするときは、あらかじめ議会運営委員会の意見を聴くものとする。ただし、業務上必要な場合における、軽微な変更若しくは緊急を要する変更又は生中継時の撮影状況に応じた調整については、この限りでない。

3 前項に規定する設定の変更は、個人的事情に基づく申入れによる場合にはこれを認めない。ただし、中継内容全体の改善に資する場合で、議会運営委員会が認めるときは、この限りでない。

(発言取消への対応)

第 7 条 西宮市議会会議規則（平成 7 年西宮市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）

第 64 条の規定により発言が取消されたときは、録画中継においては該当箇所の音声を削除するものとする。

(発言訂正への対応)

第8条 会議規則第64条の規定により発言の訂正があった場合においても、中継映像及び録画中継データ（以下「中継映像等」という。）は、原則として、修正、削除、テロップ挿入その他の編集は行わない。

（録画中継の削除）

第9条 議長は、必要と認めるときは、議会運営委員会に諮り、発言者が議員の場合は本人の同意を得た上で、録画中継の一部を削除することができる。

（著作権の帰属）

第10条 中継映像等の著作権は、西宮市に帰属し、西宮市議会が管理する。

（生中継及び録画中継の位置付け）

第11条 生中継及び録画中継は、地方自治法第123条の規定に基づく会議録とは異なるものであることを視聴者に対して明示するものとする。

（中継映像等の貸出し及び二次利用）

第12条 議員は、自らの発言及び発言に関連する答弁等の中継映像又は録画中継データを複製したDVDの貸出しを市から受けることができる。

2 議長は、議員が自らの発言及び発言に関連する答弁等の録画中継データを、議会活動報告を目的として公開する場合に限り、議員の申請に基づき、録画中継データの二次利用を認める。

3 前項の規定により、議員が二次利用する場合は、録画中継データの加工及び編集を行ってはならない。ただし、議員の申請に基づき、中継の趣旨を損わない範囲で議長が特に認めるときは、この限りでない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターネット中継に関する必要な事項は、議会運営委員会に諮り、議長が決定する。

付 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。